

戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して実施する就学援助事務の適正かつ円滑な執行を期するため必要な事項について定めるものとする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象者は、戸田市に住所を有し公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に在籍する児童生徒の保護者とする。

(就学援助費目)

第3条 就学援助費目は、別表第1のとおりとする。

(要保護の認定)

第4条 教育委員会は、児童生徒の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合は、この要綱に定める要保護者として認定する。

(準要保護の認定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒が通学する校長の意見及び必要に応じ福祉関係機関の助言を求め、審査のうえ援助を必要と認める者を準要保護者として認定する。

2 前項に規定する準要保護者の認定基準は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、就学困難な経済状態であると認められる者とする。

- (1) 当該年度において生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
- (3) **世帯全員の所得金額合計額の1/2分の1が、当該世帯について算出した特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.3倍未満である者**
- (4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が特に必要があると認める者については、これを対象とすることができる。

(申請手続)

第6条 就学援助を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、校長に提出するものとする。

2 校長は、就学援助費受給申請書に校長の所見等を記入した書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(認定の可否)

第7条 教育委員会は、申請のあった者について必要な審査を行い認定するか否かを決定し、就学援助費受給児童生徒認定・不認定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 教育委員会は、家庭の状況に変動がある世帯について年度途中においても認定を取り消すことができる。この場合において教育委員会は、就学援助認定取消通知書（第3号様式）により保護者に通知するものとする。

(支給額)

第8条 支給額は、当該年度の国の補助単価を基準に教育委員会が別に定める。

(支給の方法)

第9条 就学援助費の支給は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 学校給食費については、校長の預金口座へ振り込むものとする。
- (2) 医療費については、医療機関からの請求に基づき当該医療機関の預金口座へ振り込むものとする。
- (3) 前2号以外の費目については、保護者が受領の権限を校長に委任する場合を除き、保護者の指定する預金口座へ振り込むものとする。

(届出の義務)

第10条 就学援助費の申請者又は認定を受けた者は、就学援助費受給申請書の記載事項に変更があったとき又は家庭の状況に変動が生じたときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(就学援助費の返金)

第11条 前条の規定により、就学援助費に返金が生じた場合は、定められた手続きによりこれを返金するものとする。

(プライバシーの保護)

第12条 この要綱による就学援助事務に携わる者は、申請書記載事項等児童生徒のプライバシーの保護に特に留意しなければならない。

(書類の保存)

第13条 教育委員会及び校長は、常に関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事務処理要項の廃止)
- 2 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事務処理要項は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の戸田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務要綱の規定は、施行日以後に申請のあった就学援助費について適用し、施行日前に申請のあった就学援助費については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

就学援助費目

就学援助費目	要保護者	準要保護者
学校給食費	×	○
学用品費・通学用品費	×	
校外活動費	×	
新入学児童生徒学用品費等	×	
修学旅行費	○	
通学費	×	
医療費	○	
林間学校費	×	
体育実技用具費（中学のみ）	×	

○ …… 支給できる経費

年度 就学援助費受給申請書

(宛先) 戸田市教育委員会

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、審査に当たり、戸田市教育委員会が住民票関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報及び生活保護関係情報の確認のため、申請者及び同一生計世帯の個人番号を利用することに同意します。
 また、就学援助費(学校給食費に限る。)の請求及び受領に関する一切の事務を在籍する小・中学校の校長に委任します。

年 月 日

申請者(保護者)氏名

住所 〒 戸田市



電話番号 — —

申請児童生徒	氏名	生年月日	申請者との続柄	学校名	学年	申請区分	
	フリガナ	. .			年	新規・継続	
	フリガナ	. .			年	新規・継続	
	フリガナ	. .			年	新規・継続	
	フリガナ	. .			年	新規・継続	
上記児童生徒以外の家族・同居者	氏名	生年月日	申請者との続柄	年度の職業又は学校名		年中の収入	
	申請者 フリガナ	. .	本人			有・無	
	フリガナ	. .				有・無	
	フリガナ	. .				有・無	
	フリガナ	. .				有・無	
確認事項	該当する項目にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 年1月2日以降に転入した世帯員がいる。 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している。(児童手当とは別のものです) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当申請中(年 月申請) <input type="checkbox"/> 災害又は保護者の失業・休職により家計が急変した。			振込先口座	就学援助費(学校給食費及び医療費を除く。)については、次の口座に振込を依頼します(いずれかの番号を○で囲んでください。) 1 前認定期間と同じ口座(口座欄記入不要) 2 以下の口座を指定します(新規又は変更)。		
	申請理由	援助を必要とする理由を具体的に記入してください。			金融機関名	銀行 信金 農協	支店
				普通預金 口座番号	
				口座名義 (カタカナ) ※申請者名義			

《 処理欄 》

学校受付日	年 月 日	適用・認定外	世帯確認		添付書類		システム	確認	
			振込	同一・新規・変更・校長					確認
			事由	所得・児扶・生保廃止					

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

戸田市教育委員会 印

就学援助費受給児童生徒認定・不認定通知書

このことについて、下記により就学援助費受給児童・生徒として認定・不認定になりましたので通知します。

記

1. 学 校 名

2. 学 年 年

3. 児童・生徒氏名

4. 認 定 年 月 日 年 月 日

5. 適 用 年 月 日 年 月 日

6. 不認定となった理由

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

戸田市教育委員会 印

就学援助認定取消通知書

このことについて、下記により就学援助費受給児童・生徒としての認定が、
取消になりましたので通知します。

記

1. 学 校 名
2. 学 年
3. 児童・生徒氏名
4. 認 定 取 消 日
5. 取 消 理 由